

災害等情報（詳報）

|   |                                   |      |   |   |   |   |
|---|-----------------------------------|------|---|---|---|---|
| 鉱種：石灰石  | 鉱山の所在地：栃木県                        |      |   |   |   |   |
| 災害等の種類：<br>坑外・運搬装置のため<br>(コンベアのため)  | 発生日時：<br>平成31年2月14日（木）<br>10時00分頃 | 罹災者数 | 死 | 重 | 軽 | 計 |
|   |                                   |      |   | 1 |   | 1 |
| 罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数：<br>54歳、プラントオペレーター、直轄、<br>勤続年数：3年9ヶ月、担当職経験年数：3年9ヶ月   |                                   |      |   |   |   |   |
| 罹災程度：左手皮膚剥脱創 第2～第4指開放骨折（休業見込日数：60日）   |                                   |      |   |   |   |   |
| <p><b>【概要】</b></p> <p>プラントオペレーターA（罹災者）は、グリスを受け取りに来た他プラントのオペレーターBから、2日前に発生した微傷災害の場所を尋ねられた。その説明をしようとした際に、誤って左手をベルトコンベア（幅30cm）にのせてしまい、ベルトコンベアと補助ローラーの隙間に左手を巻き込まれ、罹災した。</p> <p>プラントオペレーターBが非常停止ボタンを押し、事態を伝えに工場長を呼びに行った。その後、工場長とBはバールでコンベアと補助ローラーの間に隙間を作って、罹災者の手を抜き出した。</p>  |                                   |      |   |   |   |   |
| <p><b>【原因】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害発生個所にカバー(保安柵)がついていなかった。</li> <li>2. 工場内の担当で危険認識に差があり、他で同様の箇所に安全カバーを付けている箇所もあったが、この現場ではカバーがないことの危険は認識しつつも、まだ対策を行っていなかった。</li> <li>3. 過去にも同様の災害が発生していながら、その記憶を生かせず中途半端な対応のままとなっていた。</li> <li>4. 危険を軽視し、稼働中の機械で災害の説明をしてしまった。</li> </ol>   |                                   |      |   |   |   |   |
| <p><b>【対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害発生箇所に安全カバーを設置する。併せて引綱スイッチも設置する。<br/>安全カバーが付けられるまでの間は、「運転中立入禁止」箇所とし、掲札し、従業員へ周知する。</li> <li>2. 危険個所を一元管理し、調査から対策までもれなくかつスムーズに講じられるよう、「安全対策室」を設ける。<br/>安全対策室は、危険個所をリストアップし、順次対策をすすめ、保安委員会にて進捗状況を報告する。これにより、現場の安全対策レベルを一律にする。また、ヒヤリハットの水平展開でハード対策を講じる場合は各現場個別ではなく、安全対策室主導で全工場の設備に対して行う。</li> <li>3. 事故の記憶が風化し、危険軽視となることを防ぐために、保安委員会、職場保安会議等で定期的に過去の災害の再周知を行う。</li> </ol> |                                   |      |   |   |   |   |

4. 稼働中の機械で災害の説明をすることは禁止とする。

点検、修理と同じく他者に説明をする場合も機械の停止を徹底する。

本災害事例を正しく従業員に周知し浸透させるため、災害発生個所にて災害事例説明会を実施する。実施に当たっては保安統括者、保安管理者が主体となり、参加者は全従業員を対象とする。

5. 再発防止の為に、各職場にて本災害に関する保安教育を実施する。

**【参考情報等】**

○作業上考えられるリスク、ヒヤリハットなどの情報の共有を図る仕組みを徹底し、有効に機能させましょう。

○作業手順や保護具の着用を遵守しましょう。

○鉱山保安法令及び関係法令における参考規定は以下のとおりです。

< 鉱山保安法令 >

鉱山保安法第5条第1項第3号

鉱山保安法施行規則第12条

< 労働安全衛生法令 >

労働安全衛生規則第101条など

原動機、回転体等による危険の防止に関する規定

**【お問い合わせ先】**

関東東北産業保安監督部 鉱山保安課 平田、駒木根

電話番号：048-600-0437

写真 1 : 罹災箇所再現

ベルトの流れの方向

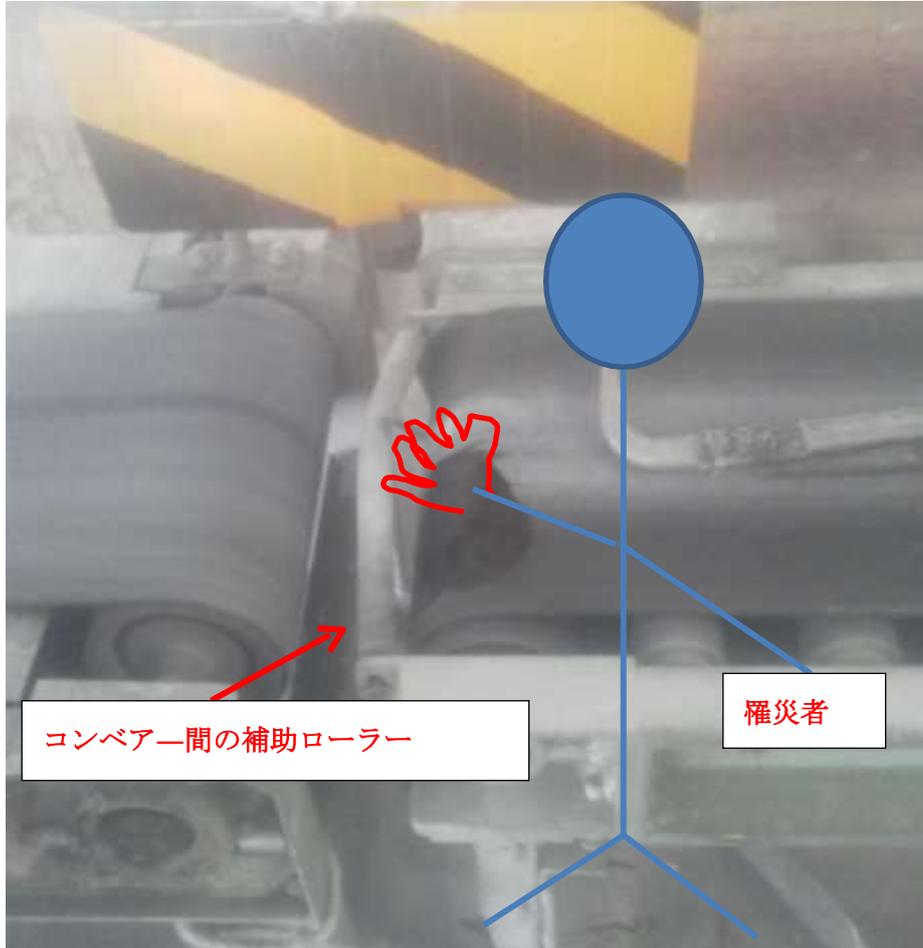
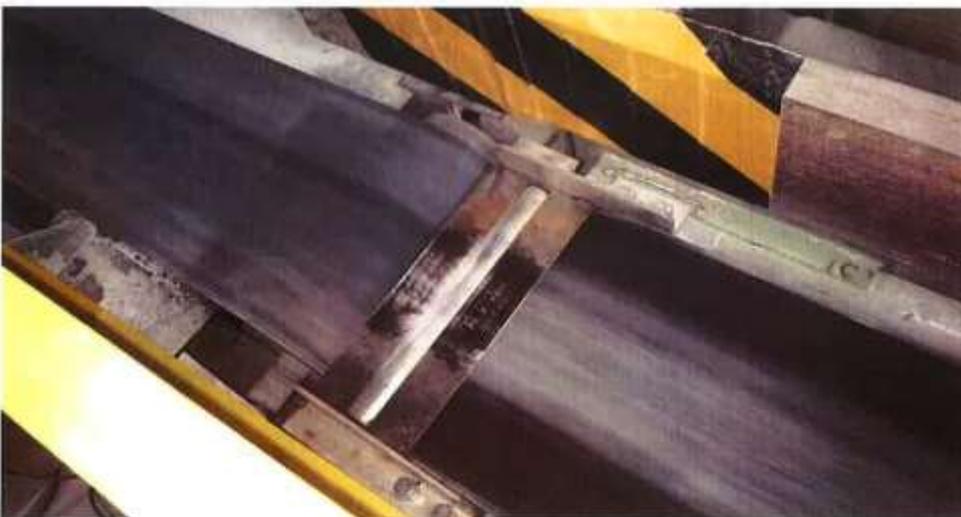


写真2：改善後の状況

改善後(保安柵、乗継ローラー)



改良補助ローラー (拡大)